

南相馬市表彰条例施行規則の一部改正（素案）に係る パブリックコメント手続の実施について

1. 改正の趣旨

市表彰制度は、「市勢の伸展と公共の福祉に貢献し、その功績が特に顕著であつて、他の模範となる者を表彰」し功績を称えるものです。また「他の模範となる者」を表彰することにより、活躍が幅広く周知され、各分野の啓発普及、発展、さらには市民の地域貢献に対する意識を高めることにつながることを期待されています。

そのため、多様化する市民の活動について、その功績等を的確に評価し幅広い分野で表彰できるように、条例施行規則の改正を行います。

2. 公表する資料

- ・ 南相馬市表彰条例施行規則の一部改正（素案）の概要
- ・ 参考資料
- ・ 新旧対応表（素案）
- ・ 南相馬市表彰条例施行規則（現行）

3. 意見の提出方法

- ① 提出様式は任意、住所・氏名・連絡先を明記
- ② 提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

4. 意見の提出期間

令和3年5月1日（土）～令和3年5月20日（木）

5. 公表場所

秘書課（本庁舎3階）、市民課総合案内、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター（小高・鹿島・原町・大田・大甕・高平・石神・ひがし・ひばり）、情報交流センター、市ホームページ

6. 提出・問合せ先

総務部秘書課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

電話：0244-24-5221

ファクス：0244-23-7425

電子メール：hisho@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市表彰条例施行規則一部改正（素案）の概要

総務部秘書課

1. 目的

多様な活動に取り組む市民の功績等について、的確に評価し幅広い分野で表彰を行い、減少傾向にある表彰者数の拡大を図るため、条例施行規則の改正を行う。

2. 条例施行規則改正の内容

条例施行規則別表（第3条関係）について次のとおり改正する。

(1) 表彰に必要な在職年数の短縮

- ① 市議会議員、副市長、教育長、市の執行機関である委員会の委員及び市の行政嘱託委員について、表彰に必要な在職年数を短縮する。

職 名	任 期	平均在職年数	必要在職年数	変更案
市 議 会 議 員	1 期 4 年	4.9 年	12 年	2 期 8 年
副 市 長	1 期 4 年	2.1 年		2 期 8 年
教 育 長	1 期 3 年	5.1 年		2 期 6 年
教 育 委 員 会 委 員	1 期 4 年	5.6 年		2 期 8 年
農 業 委 員 会 委 員	1 期 3 年	4.4 年		2 期 6 年
固定資産評価審査委員会委員	1 期 3 年	7.1 年		2 期 6 年
監 査 委 員	1 期 4 年	3.3 年		2 期 8 年
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	1 期 4 年	5.0 年		2 期 8 年
行 政 嘱 託 員	1 期 2 年	2.8 年		3 期 6 年

改正理由： 前述にある者の平均在職年数等より、表彰に必要な年数に至らずに退任する傾向が高く、地域社会への貢献を称する機会を逸さないようにするため。

- ② 市の学校医・薬剤師の表彰に必要な在職年数を「15 年以上」に短縮する。

職 名	任 期	必要在籍年数	変更案
学 校 医	規定なし	20 年	15 年
学 校 薬 剤 師		30 年	

改正理由： 本市の両職に対する表彰は、国・県・県内他市の必要在職年数に比べ長く、地域の保健教育に貢献する姿を称えるまでに長い期間を要するため。

(2) 表彰対象の追加

① 市内の各種団体の指導的立場にある者等を表彰の対象者として追加する。

区分	審査の基準	
	改正後	現行
2 市の教育、学芸又は文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者	(2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員又は指導的立場にある者等として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功労のあった者	(2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功労のあった者

対象例：役員以外で実質団体の育成に尽力した者（監督・先生・師範・指導者等）

② 多年自らの能力や経験、時間を公共に提供し、地域社会において公益な活動を行った者を表彰の対象者として追加する。

区分	審査の基準	
	改正後	現行
4 市の保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者	(6) 多年自らの能力や経験、時間を公共に提供し、地域社会において公益な活動を行った者	記載なし

対象例：ボランティアを行った者、市民の利益となる活動を行ったNPO等

3. 施行日 令和3年7月下旬

4. 経過措置

本条例施行規則の改正により、次の経過措置を設ける。

この規則による改正後の南相馬市表彰条例施行規則第3条の規定による表彰該当者の審査の基準は、平成31年4月1日以降にこの審査の基準の要件を満たした者から適用する。

5. 今後のスケジュール

期 日	項 目
4月上旬～中旬	地域協議会への報告 議会への報告
5月1日	市広報（5月1日号）
5月1日～5月20日	パブリックコメント
7月中旬	庁議付議、市議会への報告
7月下旬	告 示

参 考 資 料

表 1 国・県等の表彰に必要な在職年数

職 名	任 期	表彰に必要な在職年数（年）			
		国 (大臣表彰等)	県 (知事表彰等)	その他 (財団等)	県内他市 最短年数
市 議 会 議 員	1 期 4 年	—	—	10 年	6 年
副 市 長	1 期 4 年	—	—	—	6 年
教育委員会教育長	1 期 3 年	4 年	4 年		6 年
教育委員会委員	1 期 4 年	11 年	11 年(県教委)	—	6 年
農業委員会委員	1 期 3 年	—	15 年(知事)	—	6 年
固定資産評価審査委員会委員	1 期 3 年	—	15 年(知事)	—	6 年
監 査 委 員	1 期 4 年	—	15 年(知事)	5 年	6 年
選挙管理委員会委員	1 期 4 年	—	15 年(知事)	7 年	6 年
行政嘱託員	1 期 2 年	15 年	—	—	6 年
学 校 医	規定なし	20 年	20 年(県教委)	—	10 年
学 校 薬 剤 師	規定なし	20 年	20 年(県教委)	—	10 年

表 2 本市の合併以降の内申者数及び表彰者数

年 度	内申	表彰者	自治	教育文化	経済産業	保健福祉	消防防災	篤行
平成 18 年度	24	17	4	6	2	0	5	0
平成 19 年度	19	15	7	3	0	0	5	0
平成 20 年度	24	17	6	2	2	3	4	0
平成 21 年度	13	13	3	1	1	6	2	0
平成 22 年度	25	20	8	5	1	4	2	0
平成 24 年度	29	27	6	1	1	0	19	0
平成 25 年度	20	11	4	1	0	2	4	0
平成 26 年度	16	13	8	1	0	2	2	0
平成 27 年度	17	13	5	5	3	0	0	0
平成 28 年度	19	13	3	4	2	2	2	0
平成 29 年度	12	8	2	5	0	0	1	0
平成 30 年度	16	9	2	3	0	0	4	0
令和元年度	9	8	4	0	0	1	3	0
令和 2 年度	18	13	6	1	0	2	4	0
計	252	197	68	38	12	22	57	0
平均	18.0	14.1	4.9	2.7	0.9	1.6	4.0	0

表 3 県内 12 市の表彰者数

市 名	いわき	郡山	福島	須賀川	白河	伊達	二本松	南相馬	喜多方	相馬	田村	本宮
H30	68	30	14	8	13	36	173	9	39	44	12	27
R1	46	35	7	8	11	34	144	8	33	43	13	33
R2	42	39	13	10	14	37	151	13	41	44	19	53

※会津若松市は毎年度表彰を行っていないため除外した。

表 4 県内 12 市における表彰基準の年数

市名	いわき	郡山	福島		須賀川	白河	伊達		二本松		南相馬	喜多方	相馬	田村	本宮	
区分	功労	功労	功労	特別功労	功労	功労	功労	特別功労	功労	特別功労	功労	功労	功労	功労	功労	特別功労
市議会議員	12 年	12 年	8 年	24 年	—	—	12 年	16 年	6 年	12 年	12 年	2 期	10 年	8 年	—	12 年
副市長	8 年	8 年	—	—	8 年	—	12 年	16 年	6 年	12 年	12 年	2 期	2 期	8 年	—	12 年
教育長	—	8 年	—	—	12 年	—	—	—	6 年	12 年	12 年	12 年	2 期	8 年	—	12 年
各行政委員会	16 年	12 年	12 年	—	12 年	—	15 年	20 年	6 年	12 年	12 年	12 年	12 年	12 年	12 年	16 年
行政区長等	16 年	15 年	10 年	—	—	15 年	15 年	—	6 年	12 年	12 年	10 年	12 年	12 年	10 年	15 年
学校医	20 年	—	20 年	—	—	30 年	15 年	—	20 年	30 年	20 年	10 年	15 年	15 年	—	20 年
学校薬剤師	—	—	—	—	—	30 年	15 年	—	20 年	30 年	30 年	—	15 年	—	—	20 年

※表内の在職年数に達した、又はそれ以上となった場合、表彰の対象となる。

南相馬市規則第 号

南相馬市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

南相馬市表彰条例施行規則（平成 18 年南相馬市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
区分	審査の基準	区分	審査の基準
1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 市長又は市議会の議長及び副議長として4年以上在職した者 (2) 市議会の議員として <u>8</u> 年以上在職した者 (3) 副市長として <u>8</u> 年以上在職した者 (4) <u>南相馬市教育委員会教育長として6年以上在職した者</u> (5) <u>市の教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員として8年以上在職した者</u> (6) <u>市の農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員として6年以上在職した者</u> (7) <u>市の行政嘱託員として6年以上在職した者</u> (8) <u>前各号に掲げるもののほか、市の公益及び振興発展に</u>	1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 市長又は市議会の議長及び副議長として4年以上在職した者 (2) 市議会の議員として <u>12</u> 年以上在職した者 (3) <u>副市長、南相馬市教育委員会教育長、市の固定資産評価員、市の執行機関である委員会の委員及び市の行政嘱託員として12年以上在職した者</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、市の公益及び振興発展に</u>

	尽くし、前各号と同程度の功績があった者		尽くし、前各号と同程度の功績があった者
2 市の教育、学芸又は文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 多年学者、教育者として旺盛な研究を重ね、本市の学術の振興、教育の進展に功労のあった者 (2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員又は指導的立場にある者等として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功労のあった者 (3) 多年文化の交流、地方文化の興隆に功労のあった者 (4) 教育振興又は育英事業に功績のあった者 (5) 市立学校の校医又は薬剤師として15年以上在職した者	2 市の教育、学芸又は文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 多年学者、教育者として旺盛な研究を重ね、本市の学術の振興、教育の進展に功労のあった者 (2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功労のあった者 (3) 多年文化の交流、地方文化の興隆に功労のあった者 (4) 教育振興又は育英事業に功績のあった者 (5) 市立学校の校医として20年以上又は学校薬剤師として30年以上在職した者
3 市の産業及び経済の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 産業（農業、商業、工業、牧畜業、林業、水産業等）、観光事業その他各種事業における発明、考案又は改良を行い、産業経済の振興に功績のあった者 (2) 設備の近代化、新技術の導入等により地方産業の構造改善に努め、産業の合理化に功績のあった者 (3) 多年産業又は企業団体の役員として団体の育成及び強化に功労のあった者 (4) 多年産業の安全の普及推進に功労のあった者 (5) 農耕地、農林道その他農業用施設等の開発、維持保全、	3 市の産業及び経済の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 産業（農業、商業、工業、牧畜業、林業、水産業等）、観光事業その他各種事業における発明、考案又は改良を行い、産業経済の振興に功績のあった者 (2) 設備の近代化、新技術の導入等により地方産業の構造改善に努め、産業の合理化に功績のあった者 (3) 多年産業又は企業団体の役員として団体の育成及び強化に功労のあった者 (4) 多年産業の安全の普及推進に功労のあった者 (5) 農耕地、農林道その他農業用施設等の開発、維持保全、

	植林事業等に功績のあった者		植林事業等に功績のあった者
4 市の保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者	(1) 多年社会奉仕団体の役員として団体の育成強化に努め社会福祉の増進に功労のあった者 (2) 多年保護家庭及び児童生徒の更生指導に功労のあった者 (3) 多年市民の衛生思想の普及啓発に努め、保健衛生の向上に功労のあった者 (4) 多年道路、橋りょう、河川、水利施設漁港等の維持管理に積極的に協力し、その保全に功労のあった者 (5) 治山、治水事業に功績のあった者 (6) 多年自らの能力や経験、時間を公共に提供し、地域社会において公益な活動を行った者	4 市の保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者	(1) 多年社会奉仕団体の役員として団体の育成強化に努め社会福祉の増進に功労のあった者 (2) 多年保護家庭及び児童生徒の更生指導に功労のあった者 (3) 多年市民の衛生思想の普及啓発に努め、保健衛生の向上に功労のあった者 (4) 多年道路、橋りょう、河川、水利施設漁港等の維持管理に積極的に協力し、その保全に功労のあった者 (5) 治山、治水事業に功績のあった者
5 風水害及び火災の防護に当たり、その功績が顕著な者	(1) 風水害、火災等の災害に当たり、危難をかえりみず災難の未然防止又は防護に功績のあった者 (2) 多年防風林、防災林等のかん養育成に努め、又は防火の必要性を喚起し、災害防止に功労があった者 (3) 消防団員として25年以上職務に励み、功労があった者	5 風水害及び火災の防護に当たり、その功績が顕著な者	(1) 風水害、火災等の災害に当たり、危難をかえりみず災難の未然防止又は防護に功績のあった者 (2) 多年防風林、防災林等のかん養育成に努め、又は防火の必要性を喚起し、災害防止に功労があった者 (3) 消防団員として25年以上職務に励み、功労があった者
6 前各項に掲げるもののほか、市民の模範とすべき篤行者及びその行為が表	(1) 奇特な行為があり、社会一般の模範となるべき者	6 前各項に掲げるもののほか、市民の模範とすべき篤行者及びその行為が表	(1) 奇特な行為があり、社会一般の模範となるべき者

彰に値す ると認め た者		彰に値す ると認め た者	
--------------------	--	--------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の南相馬市表彰条例施行規則第 3 条の規定による表彰該当者の審査の基準は、平成 3 1 年 4 月 1 日以降にこの審査の基準の要件を満たした者から適用する。

○南相馬市表彰条例施行規則

平成 18 年 1 月 1 日

規則第 1 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日規則第 178 号

平成 19 年 3 月 29 日規則第 8 号

平成 19 年 3 月 29 日規則第 18 号

平成 21 年 6 月 15 日規則第 23 号

平成 26 年 5 月 23 日規則第 19 号

平成 28 年 12 月 14 日規則第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南相馬市表彰条例（平成 18 年南相馬市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の内申)

第 2 条 官公署、学校、その他団体の長並びに市の行政嘱託員及び民生委員は、条例第 2 条各号に該当すると認める者があるときは、表彰内申書（様式第 1 号）に所定の事項を記載し、市長に内申することができる。

(審査の基準)

第 3 条 表彰該当者の審査の基準は、おおむね別表に定めるところによる。

(表彰審査会)

第 4 条 条例第 4 条の南相馬市表彰審査会（以下「審査会」という。）は、委員 10 人以内をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から同日以後最初に行われる表彰の日までの期間とする。ただし、任期中の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の組織)

第 5 条 審査会に委員の互選により会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、審査会の会議の議長となり議事を運営し、審査会を代表し会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 6 条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の結果報告)

第 7 条 会長は、審査会の会議で決定した事項を市長に報告するものとする。

(審査会の庶務)

第 8 条 審査会の庶務は、式典褒章担当課が行う。

(表彰者の公表)

第9条 条例第6条第2項の規定による公表は、市の広報紙に掲載する方法によるものとする。

(表彰者名簿の様式)

第10条 条例第6条第2項の規定による表彰者名簿は、様式第2号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町表彰条例施行規則（昭和42年小高町規則第6号）、鹿島町表彰条例施行規則（昭和43年鹿島町規則第12号）又は原町市表彰条例施行規則（昭和39年原町市規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年規則第178号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第8号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第18号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月23日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月14日規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	審査の基準
1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 市長又は市議会の議長及び副議長として4年以上在職した者 (2) 市議会の議員として12年以上在職した者 (3) 副市長、南相馬市教育委員会教育長、市の固定資産評価員、市の執行機関である委員会の委員及び市の行政嘱託員として12年以上在職した者 (4) 前各号に掲げるもののほか、市の公益及び振興発展に尽くし、前各号と同程度の功績があった者

2 市の教育、学芸又は文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 多年学者、教育者として旺盛な研究を重ね、本市の學術の振興、教育の進展に功労のあった者 (2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功労のあった者 (3) 多年文化の交流、地方文化の興隆に功労のあった者 (4) 教育振興又は育英事業に功績のあった者 (5) 市立学校の校医として20年以上又は学校薬剤師として30年以上在職した者
3 市の産業及び経済の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 産業（農業、商業、工業、牧畜業、林業、水産業等）、観光事業その他各種事業における発明、考案又は改良を行い、産業経済の振興に功績のあった者 (2) 設備の近代化、新技術の導入等により地方産業の構造改善に努め、産業の合理化に功績のあった者 (3) 多年産業又は企業団体の役員として団体の育成及び強化に功労のあった者 (4) 多年産業の安全の普及推進に功労のあった者 (5) 農耕地、農林道その他農業用施設等の開発、維持保全、植林事業等に功績のあった者
4 市の保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者	(1) 多年社会奉仕団体の役員として団体の育成強化に努め社会福祉の増進に功労のあった者 (2) 多年保護家庭及び児童生徒の更生指導に功労のあった者 (3) 多年市民の衛生思想の普及啓発に努め、保健衛生の向上に功労のあった者 (4) 多年道路、橋りょう、河川、水利施設漁港等の維持管理に積極的に協力し、その保全に功労のあった者 (5) 治山、治水事業に功績のあった者
5 風水害及び火災の防護に当たり、その功績が顕著な者	(1) 風水害、火災等の災害に当たり、危難をかえりみず災難の未然防止又は防護に功績のあった者 (2) 多年防風林、防災林等のかん養育成に努め、又は防火の必要性を喚起し、災害防止に功労があった者 (3) 消防団員として25年以上職務に励み、功労があった者
6 前各項に掲げるもののほか、市民の模範とすべき篤行者及びその行為が表彰に値すると認めた者	(1) 奇特定の行為があり、社会一般の模範となるべき者

様式第 1 号（第 2 条関係）

表 彰 内 申 書

表彰該当者 として内申 しようとする者		住 所			
		氏 名		(男・女)	
		生 年 月 日		年 月 日 (満 歳)	
同 上 者 の 経 歴	表 彰 理 由 に 係 る 経 歴	自年月日	至年月日	業務若しくは職務又は勤務先等	期 間
表彰に該当すると認められる功労					

上記のとおり内申します。

年 月 日

南相馬市長

住所

内申者 職名

氏名



(注) 欄内に書ききれないときは、適宜補助用紙を使用することができる。

様式第 2 号（第10条関係）

番号	表彰年月日	表彰の区分	表 彰 者 名 簿			表彰された功績等	備 考
			氏 名	生年月日	住 所		